

介護老人保健施設「板橋ロイヤルケアセンター」運営規程

第一章 事業の目的及び運営方針

(趣 旨)

第1条 この運営規程は、医療法人社団「明芳会」の開設する介護老人保健施設「板橋ロイヤルケアセンター」(以下、「施設」という)が介護保険法に基づく介護保健施設サービスを提供するに当たり「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成11年3月31日厚生省令第40号)の規程に依るもののほか、運営に関する規程を定め、もって事業の適正運営を図るものとする。

(事業の目的)

第2条 加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態等となり、介護・機能訓練並びに看護及び医療を要する者等について、これらの者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護保健施設サービスを提供し、もって保健医療の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることと共に、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

2. 入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
3. 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、及び他の介護保険施設、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当施設の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 施設名 介護老人保健施設板橋ロイヤルケアセンター
- (2) 開設年月日 平成12年9月1日
- (3) 所在地 東京都板橋区前野町3-46-3
- (4) 電話番号 03-5915-2677 FAX番号 03-5915-2688
- (5) 管理者名 山田寛次
- (6) 介護保険指定番号 1357080948 号

第二章 従事者の職種、員数及び職務の内容

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 各サービス事業の職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

	介護保健施設サービス	職務	備考
	員数(人)		
管理者 (施設長)	1.0	施設、職員、業務等の管理全般	
医師	1.5 以上	利用者の健康管理	管理者を含む
薬剤師	0.5 以上	薬の調剤及び管理	
看護職員	15.0 以上	利用者の看護	
介護職員	40.0 以上	利用者の介護	
支援相談員	3.0 以上	利用者及び家族の相談援助	
理学療法士 作業療法士	6.0 以上	利用者の機能回復訓練実施	
栄養士	3.0 以上	利用者の栄養管理	
介護支援 専門員	3.0 以上	ケアプランの策定	
事務職員	5.0 以上	事務全般	
合計	78.0 以上		

第三章 利用定員

(定員)

第6条 当施設の入所定員は150人（内認知症専門棟50人）とする

第四章 サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 施設は、サービス提供の開始に際して、利用申込者またはその家族に対し運営規程の概要、従事者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書（入所契約書）を交付して十分な説明を行い同意を得るものとする。

(サービスの内容)

第8条 当施設の入所サービス事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 医療・看護・介護の各サービス
- (2) 入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 食事
- (5) 相談援助（入所者及び家族への助言援助）
- (6) レクリエーション、家族との交流

(利用料その他の費用)

第9条 各サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準により算定した額とし、当該サービスが法的代理受領サービスであるときは、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

居住費・食費については、利用者と施設の契約によって定められた金額を負担して頂くこととする。居住費は多床室の場合1日740円、個室の場合は1,670円、食費については1日1,980円とする。

利用者の希望により個室を提供した場合は、特別な室料として1日5,500円を負担して頂くこととする。

2. 法的代理受領に該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払を受ける利用料の額と、厚生大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不都合な差額が生じないようにする。
3. 前2項のほか、利用者が負担することが適当と認められる費用は別紙のとおりとする。
4. サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対してサービスの内容・費用について事前に文書で説明した上で、支払の同意を得る旨の文書に署名(記名押印)を受け取るものとする。

(身体の拘束等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を廃止する。但し、当該入所者または他の入所者等の生命または身体を保護するため等緊急やむを得なく身体拘束を行う場合、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載する。

(緊急時における対応方法)

第11条 当施設利用中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときには、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに速やかに主治医・家族・保険者等に連絡する等の措置を講ずる。

(食事の提供)

第12条 食事の時間は、おおむね以下のとおりとする。

- (1) 朝食 …… 午前 8時から
- (2) 昼食 …… 午後 12時から

(3) 夕 食 …… 午後 6時から

第 五 章 サービス利用に当たっての留意事項

(日課の励行)

第13条 利用者は、施設の日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めるものとする。

(外出・外泊)

第14条 利用者は、外出・外泊を希望する場合は、所定の手続きにより施設に届け出るものとする。

(衛生保持)

第15条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(禁止行為)

第16条 利用者は、施設で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) 喧嘩、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑をかけること。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設もしくは物品に損害を与え、またはこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第17条 施設は、消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出その他必要な訓練をおこなう。また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火管理者には、当施設事務長を充てる。
- (2) 火元責任者には、当施設各課(科)の長を充てる。
- (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼し立ち会う。
- (4) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
- (5) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
- (6) 火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難)……年2回以上(うち1回は夜間を想定した訓練をおこなう)
 - ② 利用者を含めた総合避難訓練……年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底……随時

その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第18条 当施設は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供時に事故が発生した場合、当施設は利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生時には必要に応じ市区町村へ報告を行う。

第六章 その他運営に関する重要事項

(入退所)

- 第19条 施設は、利用者の心身の状況及び病状並びに環境に照らし看護・医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められた者を対象に、介護保健施設サービスを提供するものとする。
2. 施設は、正当な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではならない。
 3. 施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であること認めた場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
 4. 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。
 5. 施設は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に医師、薬剤師、看護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等の従業者により検討をしなければならない。

(入退所の記録の記録)

- 第20条 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保健施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載しなければならない。

(定員の遵守)

- 第21条 施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。但し災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(掲 示)

- 第22条 施設は、当該介護保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、

協力病院、利用料その他のサービスの選択の資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第23条 施設の従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者及び家族の秘密を漏らしてはならない。

2. 施設は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3. 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかななければならない。

(その他運営に関する重要事項)

ハラスメント対策、業務継続計画の策定、避難訓練等における地域住民の参加、感染対策、事故の防止・発生時の対応、高齢者虐待防止の推進は別紙参照とする。

(記録の整備)

第24条 施設は、従業員、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2. 施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

(苦情処理)

第25条 施設は、別表2に定める苦情処理に関する相談窓口、処理体制、手順等により、入所者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するものとする。

(協力医療機関)

第26条 協力医療機関は、次のとおりとする。

(1) 協力医療機関

医療機関名	板橋中央総合病院
診療科目	内科・外科・整形外科その他
所在地	板橋区小豆沢2-12-7

(2) 協力歯科医療機関

医療機関名	植村歯科医院
診療科目	歯科
所在地	板橋区高島平7-14-5

(会計の区分)

第27条 各サービス事業の会計区分は、その事業毎の会計区分とする。

(その他)

第28条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団「明芳会」と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成16年 12月 1日から施行する。

この規程は、平成23年 1月 1日改訂する。

この規程は、平成26年 4月 1日改訂する

この規程は、平成27年 1月 20日改訂する

この規程は、平成27年 4月 1日改訂する

この規程は、平成27年 11月 1日改訂する

この規程は、平成29年 4月 1日改訂する

この規程は、平成30年 4月 1日改訂する

この規程は、平成30年 8月 1日改訂する

この規程は、平成30年 12月 1日改訂する

この規程は、平成31年 4月 1日改訂する

この規程は、令和 1年 10月 1日改訂する

この規程は、令和 3年 4月 1日改訂する

この規程は、令和 5年 4月 1日改訂する